

# 岐阜県福祉のまちづくり条例関係事務取扱要綱

(平成15年5月26日決裁)

改正 (平成19年10月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）別表第1第64項の規定に基づき各務原市が処理することとされた岐阜県福祉のまちづくり条例（平成10年岐阜県条例第8号。以下「条例」という。）に係る事務の施行に関し、岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年岐阜県規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、各務原市における事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(整備基準と同等の整備)

第2条 条例第19条第1項に定める整備基準（以下「整備基準」という。）に適合しないが、これと同等以上に安全かつ快適に利用できる公共的施設（以下「施設」という。）の整備がなされていると認められるときには、整備基準に適合しているものとみなすことができる。

(審査対象の解釈)

第3条 施設が建築物であるときの整備基準の適用は、棟単位とする。ただし、駐車場及び自動車車庫並びに敷地内の通路は、敷地単位とする。

2 施設が非建築物であるときの整備基準の適用は、施設単位とする。

3 施設を増築、増設（公園等の敷地面積又は駐車場の供用面積が増加するものをいう。）、改築、用途の変更又は大規模の修繕若しくは模様替することにより、当該施設が特定公共的施設に該当する場合は、条例第24条の規定に基づく届出をしなければならない。

4 開発行為等により築造される道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）とみなし、整備基準を適用する。

(新築届)

第4条 市長は、条例第24条の規定に基づく特定公共的施設新築等届出書（以下「新築届」という。）の提出があったときは、岐阜県福祉のまちづくり条例届出・請求台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に所定の事項を記入し、当該新築届に係る計画が整備基準に適合するかを審査する。

- 2 市長は、前項の審査により計画が整備基準に適合することを認めたときは、適合する旨の通知書（様式第2号）に新築届の副本を添えて届出者に交付する。
- 3 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、新築届を保管する。
- 4 市長は、第1項の審査により計画が整備基準に適合しないことを認めたとき又は新築届の記載によっては整備基準に適合するかどうかを決定することができないときは、届出者に必要な補正の指示又は指導及び助言（以下「指示等」という。）をする。
- 5 市長は、前項の指示等により補正された計画が整備基準に適合することを認めたときは、第2項及び第3項により事務処理を行う。
- 6 市長は、第4項の指示等によっても計画が補正されず、又は補正が不十分で、なお整備基準に適合しないことを認めたときは、適合しない旨の通知書（様式第3号）に新築届の副本を添えて届出者に交付し、台帳にその旨を記入する。

（変更届）

第5条 市長は、条例第24条の規定に基づく特定公共的施設新築等変更届出書（以下「変更届」という。）の提出があったときは、台帳に所定の事項を記入し、当該変更届に係る新築届（保存年限の満了等により新築届が保管されていないときは、届出者に提示を求めて得た新築届の副本等）により計画の内容を把握し、前条に準じて取り扱う。

（変更届の必要のない変更）

第6条 新築届に係る計画を変更するときは、各務原市建築基準法施行細則（平成15年規則第18号）第9条第1項の規定による建築物等計画変更届の提出の必要のないものについては、規則第9条第4号の規定に基づき変更届の提出を要しないものとして取り扱う。

（届出者の変更）

第7条 新築届（変更届が提出されている場合は、これを含む。以下「新築届等」という。）の届出者を工事完了する前に変更するときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る特定公共的施設届出者変更届出書（様式第4号。以下「届出者変更届」という。）により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出者変更届は、変更前及び変更後の届出者が連名で行うものとする。
- 3 市長は、届出者に変更があったときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る特定公共的施設届出者変更受理通知書（様式第5号）を変更後の届出者に交付する。

4 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、届出者変更届を保管する。

(取下届)

第8条 新築届等の届出者は、市長が当該新築届等に係る通知書を交付する前に当該新築届等を取り下げようとするときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取下届(様式第6号。以下「取下届」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の取下届の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、取下届を保管する。

(取止届)

第9条 新築届等の届出者は、市長が当該新築届等に係る通知書を交付した後に当該新築届等に係る計画又は工事を取り止めたときは、岐阜県福祉のまちづくり条例に係る取止届(様式第7号。以下「取止届」という。)に当該通知書及び新築届等の副本を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の取止届の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、取止届を保管する。

(完了届及び完了検査)

第10条 市長は、条例第26条の規定による特定公共的施設工事完了届出書(以下「完了届」という。)の提出があったときは、台帳に所定の事項を記入し、当該完了届に係る新築届等(保存年限の満了等により新築届等が保管されていないときは、届出者に提示を求めて得た新築届等の副本等)により工事の内容を把握し、現地完了検査(以下「検査」という。)を実施する。

2 市長は、前項の検査により工事が整備基準に適合していることを認めたときは、適合している旨の通知書(様式第8号)を届出者に交付する。

3 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、完了届を保管する。

4 市長は、第1項の検査により工事が整備基準に適合しないことを認めたときは、届出者に必要な手直しの指示等をする。

5 市長は、前項の指示等により手直しされた工事が整備基準に適合していると認めたときは、第2項及び第3項により事務処理を行う。

6 市長は、第4項の指示等によっても工事が手直しされず、又は手直しが不十分で、なお整備基準に適合しないことを認めたときは、適合していない旨の通知書(様式第9号)を届出者に交付し、台帳にその旨を記入する。

(適合証)

- 第11条 市長は、条例第21条第1項の規定に基づく適合証交付請求書（以下「請求書」という。）の提出があったときは、台帳にその旨を記入し、請求書を保管する。
- 2 市長は、提出された請求書に係る施設が使用開始後3月を経過していないときは、請求書を受け付けることなく請求者に返却する。
- 3 規則第4条第1項の整備基準適合表は、岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則整備基準適合表（様式第9号の2。以下「適合表」という。）とする。ただし、条例第24条の規定による届出をしている場合においては、第4条第2項の適合する旨の通知書の写しをもって適合表及び規則別表第3に掲げる図書に代えることができる。
- 4 市長は、請求書の記載事項によっては施設が整備基準に適合しているかどうかを決定することができないときは、請求者に必要な補正を指示する。
- 5 市長は、請求書の記載により施設が整備基準に適合していることを認めたときは、現地調査（以下「調査」という。）を実施する。ただし、前条の検査が実施され整備基準に適合していることを認められた施設については、請求書の提出が使用開始から1年以内で、かつ、条例第23条に定める維持保全（以下「維持保全」という。）が適切になされていることを示す現況写真が添付されているときは、調査を省略することができる。
- 6 市長は、前項の調査により施設が適切に維持保全され整備基準に適合していることを認めたときは、適合証を交付する旨の通知書（様式第10号）に適合証を添えて請求者に交付する。
- 7 市長は、前項の処理をしたときは、台帳にその旨を記入し、請求書を保管する。
- 8 市長は、第5項の調査により施設が整備基準に適合していないことを認めたときは、適合証を交付しない旨の通知書（様式第11号）を請求者に交付し、台帳にその旨を記入する。

(身分証明書の携帯)

- 第12条 職員が第10条第1項の検査又は前条第5項の調査を行うときは、その身分を示す規則第5条の身分証明書を携帯する。

(報告)

- 第13条 条例第22条第1項の規定による報告は、岐阜県福祉のまちづくり条例に

基づく報告書（様式第12号）による。

（勧告）

第14条 条例第28条の規定による勧告は、岐阜県福祉のまちづくり条例に基づく報告書（様式第13号）による。

（公表に係る弁明の機会）

第15条 条例第29条第2項の規定による弁明の機会は岐阜県知事が行う。

（県への報告）

第16条 市長は、条例の施行に関し岐阜県福祉のまちづくり条例事務報告書（様式第14号）を、翌月の5日までに岐阜県知事へ提出する。

（保存年限）

第17条 条例、規則及びこの要綱で定める書類の保存年限は、別表による。

（閲覧）

第18条 条例の施行に関し閲覧の請求があったときは、台帳を閲覧に供する。

2 前項以外の閲覧の請求に対しては、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）の定めによるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

2 この要綱施行の際現に岐阜県福祉のまちづくり条例関係事務処理要領（平成10年10月1日制定）の規定に基づき岐阜県岐阜建築事務所長が行った事務処理については、この要綱の相当規定により市長が行ったものとみなす。

3 この要綱施行の際現に市長に対してなされた届出その他の行為については、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。